

学校において予防すべき感染症と出席停止について

下記の感染症については、生徒への蔓延を防ぐため学校保健安全法第19条により出席停止となります。

医療機関を受診して治療を受け、医師から休養するよう指示された期間は登校しないようにお願いします。

なお、休む際には学校へ連絡し、回復して登校する時に別紙「**感染症欠席届様式1**」を担任に提出して出席停止の手続きをとってください。その場合は欠席扱いになりません。（ただし、インフルエンザの場合は「様式2」を使用してください。）

【学校において予防すべき感染症】

H29 年 4 月 現在

第 一 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 （病原体が SARS コロナウイルスのもの） 中東呼吸症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※その他、法で規定する指定感染症、 新感染症、新型インフルエンザ等 感染症は第一種の感染症とみなす
第 二 種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日 を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後 5 日 を経過しかつ全身状態が良好になるまで
	風しん（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	症状により学校医その他の医師において 感染のおそれがないと認めるまで

※学校保健安全法第 19 条（抜粋）

「校長は感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、またはかかるおそれのある
児童・生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。」